

令和2年度 介護保険料額決定通知書の送付について

令和2年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料額決定通知書』をお送りいたします。

令和2年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。

令和2年度年額保険料については裏面をご覧ください。

◆◆保険料の納め方：普通徴収◆◆

- 確定した年額保険料から、暫定賦課により納めた保険料（4月分～6月分）を差し引き、残りの額を7月から3月に納付書又は口座振替により納めていただきます。

※今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等により、暫定賦課（4月～6月分）と本算定（7月～3月分）の保険料の段階が変わる場合があります。

※納めていただく年額保険料の納期ごとの100円未満の端数金額は、7月に合算します。

※口座振替の手続きをされた方でも、手続きの関係上すぐには引落としにはなりませんのでご注意ください。

納付書は、第4期～6期、7期～9期、10期～12期(3枚)に分かれています。

口座振替の登録がお済みの方には、納付書は同封されておりません。

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料決定通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方

保険料算出の基礎				
項目	更正前	更正後		
期間(自)		令2.4.1	年額保険料が 円に決定しました。	
期間(至)		令3.3.31		
月数			(A) あなたの保険料段階になります。 (B) 今年度に納めていただく保険料額です。 (C) 期月ごとの保険料額です。 口座振替の方は、ここに引落口座が表示されています	
所得段階区分		(A)		
保険料年額	円	円		
保険料算出額	円	円		
減免額	円	円		
保険料額(1)	円	円		
(2)-(1)増減額	円	円		
徴収方法				
特別徴収				
特別徴収対象年金額	円	円		金融機関コード
			金融機関名	
			種類	
			口座番号	
			口座名義人	

※徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金額の上段はこれまで、下段はこれからの内容を表示しております。

【令和2年度年額保険料】

(消費税率改定による軽減措置として、第1～3段階の介護保険料を変更しました)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方		第1段階 (基準額×0.30)	19,260円	
		● 課税	○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	32,100円	
			○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.65)	41,730円	
			○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円	
			○ 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円	
	○ 80万円を超えている方		第6段階 (基準額×1.05)	67,410円		
	● 課税	● 課税	前年の合計所得金額		第7段階 (基準額×1.10)	70,620円
			● 80万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円	
			● 80万円以上125万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円	
			● 125万円以上200万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円	
● 200万円以上300万円未満の方			第11段階 (基準額×1.90)	121,980円		
● 300万円以上400万円未満の方			第12段階 (基準額×2.05)	131,610円		
● 400万円以上600万円未満の方			第13段階 (基準額×2.20)	141,240円		
● 600万円以上1,000万円未満の方			第14段階 (基準額×2.35)	150,870円		
● 1,000万円以上1,500万円未満の方						
● 1,500万円以上の方						

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【令和2年度介護保険料納期限日および口座振替日】

期(月)	納期限日および口座振替日	期(月)	納期限日および口座振替日
第1期(4月分)	令和2年4月30日(木)	第7期(10月分)	令和2年11月2日(月)
第2期(5月分)	令和2年6月1日(月)	第8期(11月分)	令和2年11月30日(月)
第3期(6月分)	令和2年6月30日(火)	第9期(12月分)	令和2年12月25日(金)
第4期(7月分)	令和2年7月31日(金)	第10期(1月分)	令和3年2月1日(月)
第5期(8月分)	令和2年8月31日(月)	第11期(2月分)	令和3年3月1日(月)
第6期(9月分)	令和2年9月30日(水)	第12期(3月分)	令和3年3月31日(水)